

東広島市八本松地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人広島県リハビリテーション協会が東広島市から委託を受けて運営する東広島市八本松地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 東広島市八本松地域包括支援センター

(2) 所在地 東広島市八本松町原 5693 番地 3 地域密着型特別養護老人ホームときわ 内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 担当職員 保健師(準ずる看護師) 1名以上

社会福祉士 1名以上

介護支援専門員 1名以上

担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する休日及び12月29日から翌年

1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、上記以外の時間でも電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。ただし、業務の一部を指定居宅介護事業者に委託して実施できるものとする。なお、利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内又は自宅とする。

(1)課題分析(アセスメント) 書式化されたアセスメント方式を使用し、利用者と家族に対しアセスメントを行う。

(2)介護予防サービス計画の作成

(3)サービス担当者会議の開催など指定介護予防サービス事業者その他の者との連携調整

(4)実施状況の把握(モニタリング) 少なくとも3月に1回利用者宅を訪問して実施し、計画の実施状況を把握し、記録する。

(5)介護予防に資するその他の便宜の提供

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東広島市八本松町の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う介護予防支援等を提供した場合、その際に要する交通費として、利用者に対して当該地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円の負担を求めることができるものとする。

(虐待防止のための措置)

第9条 事業所は、「地域密着型特別養護老人ホームときわ・ときわ短期入所生活介護事業所虐待の防止のための指針」を事業所の指針とし、同指針に定める定期開催の虐待防止委員会及び臨時開催の同委員会と一体的に設置・運営するものとする。

事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止に関する責任者の選定及び措置

(2)職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

(3)成年後見人制度の利用支援

(4)自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、苦情解決体制の整備

2 事業所は、事業の提供中に、従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、担当職員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2)継続研修 年4回

(3)その他の研修 随時

- 2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要な事項は、東広島市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年3月1日から改正施行する。